

広島県告示第五百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定によつて、次の保安林を解除予定保安林にした。

平成二十一年五月二十八日

広島県知事 藤田雄山

- 一 解除に係る保安林の所在場所
広島市安芸区中野東町字鉢取一三八の六、中野東五丁目一一五〇の四、一一五〇の五
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
道路用地とするため